
平成23年第1回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

平成23年3月3日(木)

1. 議事日程第2号

平成23年3月3日(木) 午前10時開議

第1 議案質疑(議案第3号から議案第24号、議案第30号から議案第36号、諮問第1号)

第2 予算特別委員会の設置について

第3 上程議案並びに陳情の委員会付託

(議案第3号から議案第24号、議案第30号から議案第36号、陳情2件)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑(議案第3号から議案第24号、議案第30号から議案第36号、諮問第1号)

日程第2 予算特別委員会の設置について

日程第3 上程議案並びに陳情の委員会付託

(議案第3号から議案第24号、議案第30号から議案第36号、陳情2件)

出席議員(16名)

1 番 佐藤左俊

2 番 尾方嗣男

3 番 菅原一

4 番 柳井田英徳

5 番 工藤重信

6 番 河野博文

7 番 高田修治

8 番 宿利俊行

9 番 松本義臣

10番 清藤一憲

11番 江藤徳美

12番 秦時雄

13番 日隈久美男

14番 後藤勲

15番 片山博雅

16番 藤本勝美

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 小 川 敬 文

議事係 長 小 野 英 一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 朝 倉 浩 平

副 町 長 太 田 尚 人

教 育 長 本 田 昌 巳

総 務 課 長 松 山 照 夫

財 政 課 長 帆 足 博 充

地域力創造課長 河 島 広太郎

税 務 課 長 帆 足 一 大

福祉保健課長 日 隈 桂 子

住 民 課 長 横 山 弘 康

建 設 課 長 兼
公園整備室長 梶 原 政 純

農林業振興課長兼
農 業 委 員 会
事 務 局 長 宿 利 博 実

商工観光振興
室 長 河 島 公 司

水 道 課 長 村 口 和 好

会計管理者兼
会 計 課 長 麻 生 太 一

人権同和啓発
センター所長 飯 田 豊 実

学校教育課長 穴 本 芳 雄

社会教育課長兼
中央公民館長兼
わらべの館館長 大 蔵 順 一

学校教育課参事兼
学校給食センター所長 野 田 教 世

行 政 係 長 石 井 信 彦

午前10時00分開議

○議 長（藤本勝美君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影やカセットテープの使用、携帯電話の持ち込みは禁止されていますので、ご協力ください。

ただいまの出席議員は16名であります。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

○議長（藤本勝美君） 日程第１、これより議案質疑を行います。

議案集３ページです。

議案第３号、玖珠町基本構想について、質疑を行います。

玖珠町基本構想は別冊となっています。お出してください。

本件につきましては、１月１７日と２月１４日の２日間説明会がありましたので、一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第３号の質疑を終わります。

次に、議案集４ページです。

議案第４号、玖珠町職員の給与の特例に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第４号の質疑を終わります。

次に、議案集６ページです。

議案第５号、玖珠町児童医療費の助成に関する条例の特例に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第５号の質疑を終わります。

次に、議案集７ページです。

議案第６号、玖珠町暴力団排除条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第６号の質疑を終わります。

次に、議案集１０ページです。

議案第７号、玖珠町行政組織条例の全部改正について、質疑を行います。

改正前、後の行政組織表は黄色の参考資料集２ページです。お開きください。

本件については、２月２４日全員協議会で説明を受けていますので、一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第7号の質疑を終わります。

次に、議案集14ページです。

議案第8号、玖珠町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

新旧対照表は黄色の参考資料集4ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第8号の質疑を終わります。

次に、議案集15ページです。

議案第9号、玖珠町特別職の常勤職員及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集5ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

7番高田修治君。

○7 番（高田修治君） この減額についてでございますが、私、12月議会に毎年この件がずっと出てきておるということで質問をさせていただきました。今回の施政方針の中で町長が、行財政改革に取り組む姿勢を示すためにということでご説明いただきました。これはこれでいいんですが、これから後、議案の中にいろいろ出てきますが、行財政改革そのもののプラン、5年で終わったと思うんですよ。その後の、中身的には議会にもまだ示されておりませんが、うわさによれば出ているということで聞いております。

そういうことで、今日は一般質問じゃありませんからここでお聞きだけしておきますが、財政計画が、財政見通しの上に立ってこういう案を出してきておるのかどうか、その辺のプランが出来ておるのかだけをお尋ねいたします。これは行政か、総務課長か。

○議 長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 次期の行革プランについては、先ほどの全員協議会の中で配付をしたと思いますが、たしかこれはまだ審議未了の部分がありまして、中間報告という形でその行く道しるべとなるべきガイドライン的なものに今回終わっていますので、新年度から改めて具体的な数値を持って具体的プランを立てていくというふうに考えております。

当面の中期財政計画の数値でもって、将来の経常収支比率等の見込みはそのプランの中には一応立てておりますので、ひとつご了承ください。

○議 長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。

議案第10号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

新旧対照表は黄色の参考資料集6ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページです。

議案第11号、玖珠町職員の旅費に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

新旧対照表は黄色の参考資料集8ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

7番高田修治君。

○7番（高田修治君） これも先ほど言いました、ちょっと関連がありますが、行財政改革に伴っての計画のようであります。これを見ますと、日当当たりここまで無理をせんならん部分があるのかどうかというような疑問もありますが、これを今度改定した大きな一番の理由は、ここにパックですかね、ちょっと書いていますね。パック料金の関係が、購入する場合は実費とするというのが一番大きな点かもしれませんが、行革の中でこれがいいんじゃないかということになったのかどうか。1点目お願いします。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 行革委員会の中で一応検討をさせていただきました。確かに実情に応じた旅費の決め方というのを求められておりますので、今現在の趨勢からいくとパック料金ということになりますから。ただし、パック料金になりますと非常にそれ以外の先はどうなんだということでもありますので、それは宿泊を伴う日当の部分で若干補っていいんじゃないかという考えでいたしております。

○議長（藤本勝美君） 7番高田修治君。

○7番（高田修治君） 実質的にそういう行革のためにやるということであれば、もう一つだけ、これまた意見になって議長から怒られるかもしれませんが、議員報酬及び費用弁償のほうに全くこのままの旅費規程が載っているわけですね、私たちの部分で。こういうのがある程度出れば、私たちもやっぱり一応、今回は選挙があるということで遠慮していただいたのかもしれませんが、今後新しい議員さんの中でこういうのもやっぱり同じ立場でやっていかないと、またいろんな意見が出るんじゃないかというような心配もしております。

一般質問のようになって申しわけありませんが、そういうことで、ぜひとも行革のプランは、一応

議員までぐらいはある程度、今度新しくなってからで結構でございますから出していただくと助かると思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） 執行部と議会との関係は両輪と言われておりますけれども、同一ではありませんので、ひとつ主体的に議会の中で議員さんたちが考えていただきたいと思いますし、しかし、そうはいいましてやはり同じ、町民の皆さんから見れば同じ町の役場の中の機構でありますから、そういうところも配慮していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 高田議員、以上でよろしいですか。

○7 番（高田修治君） はい、いいです。

○議長（藤本勝美君） 今後そういった課題は議会でも検討していただきたいと、こう思っております。おっしゃるとおり。

ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページです。

議案第12号、玖珠町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

新旧対照表は黄色の参考資料集10ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

7 番高田修治君。

○7 番（高田修治君） 何かすみません、私1人で。行革絡みばかりですからずっと言わせていただいてしようがありませんが。

ここで、行旅死亡人ですね。これはわかるんですが、「1号から3号までを削り」ということで、ぱっと私も説明のときに聞き流していたんでありますが、3番目は保育所に勤務する職員の特殊勤務手当ですから、古後保育所は今回条例廃止の条例が出ていますからこれはわかるんですが、1と2は随分もう昔からある特勤手当の中身だと思うんです。

特別、今回行革絡みでやめる、5年間試行したのかもしれませんが、その辺で、例えば結核とか、保健師さんの結核の関係とか書いてありますが、こういうのがどういう状況で、もう大丈夫なのか、手当としてもう認めないでも大丈夫なのかというようなことになっておるのかどうか、この辺を、第3条と第4条に具体的な仕事の中身が載っておりますね、参考資料に。これをまだ見ていなかったものですから、見たときにどういうことだったのかなと。今回廃止する理由といいますか、それがかなりできていればよろしく。

○議長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） この黄色の冊子の10ページに新旧対照表がありますが、第2条で言う税務職員、保健予防、保育所、伝染病、こうしたものを一応取り払うということでありますが、残すのはこの伝染病防疫作業、こうしたものは具体的に残していくということでありまして、行旅死亡人、こうしたものも、身元不明者のやはり死体を扱う上では、ちょっと大変な作業でありますので増額しております。

残りの税務職員とか保育所、保育所はもう今度、古後の保育所を廃止するのでいいんですが、税務職員等、これは、これが設置されたところを見ますと繁忙、忙しい手当、あるいは徴収、滞納整理するときの金銭を扱うと、そういった意味で月額1,500円のこれまで手当があったかと思うんですけども、実情から見ますとこういったものはほかのことで手当てできるんじゃないかなということで、これも割愛、カットしていったという経過がございます。

○議長（藤本勝美君） 7番高田修治君。

○7番（高田修治君） すみません、7番高田です。結核患者等予防指導という、わざわざここに項目があったんですね。結核とかいうのは非常にこのごろ件数的には減っておるのかなと思いますけれども、特別差しさわらない条文でしょうか。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 予防法のほうからいきますと、感染症に関する予防法の中にいろんな感染症が入っているんですけども、ここには伝染病防疫作業ということで網羅されているとみなして、この条例ができたときも、昭和10年代から20年代ですね。そのころの結核の蔓延期、それからその後の対策でつくられたようですので、今のところこの第3条で網羅されるのではないかと考えています。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 7番高田修治君。

○7番（高田修治君） わかりました。第3条で網羅できるということですね。わかりました。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページ、21ページです。

議案第13号、玖珠町特別会計設置条例の一部改正について、質疑を行います。

新旧対照表は黄色の参考資料集12ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案集22ページです。

議案第14号、玖珠町基金条例の一部改正について、質疑を行います。

新旧対照表は黄色の参考資料集13ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

1 番佐藤左俊君。

- 1 番（佐藤左俊君） ちょっと私の質問は少し違うかと思うんですけども、ちょっとわかりにくかったのは、一応基金はこれ一応必要ないから削るということになっていますけれども、これは制度が終わったからということなのか。私としては、やはりこの家畜導入事業資金供給事業というのは非常に確かに効果はあったと思いますし、これから先も必要な部分じゃないかというふうに自分なりに考えておりますが、この点についてお聞きします。

○ 議長（藤本勝美君） 宿利農林業振興課長。

- 農林業振興課長兼農業委員会事務局長（宿利博実君） 家畜導入事業の基金条例の件でありますけれども、これ平成17年で事業のほうが終了しまして、以下5カ年の経過措置という形で残っております。22年で事業終了、国と県、町の基金積み立てによる導入事業ということでありましたけれども、事業終了に伴う条例の廃止ということであります。

○ 議長（藤本勝美君） 1 番佐藤左俊君。

- 1 番（佐藤左俊君） 今農林課長の説明で流れはわかりましたが、やっぱりこれは国・県・町でつくった供給の資金だと思います。国・県が、町でそういう制度に乗ってやったんですけども、これから先農家の皆さんが牛を買いたい、基金の融資をいただきたい、そういうときの制度的な基金というのは私は必要じゃないかというふうに思っているんですね。

確かにわからんことはありませんけれども、この点については再検討をしていただくことはできないだろうかというふうに意見としては持っていますが、制度的な部分の制度のあれだという説明でございましたけれども、玖珠にとってはこれ絶対必要ではないかというふうに自分は考えておりますので、意見として述べたいと思います。

以上です。

○ 議長（藤本勝美君） 意見として。

- 1 番（佐藤左俊君） それはもうしょうがないでしょう。

○ 議長（藤本勝美君） ほかに質疑ございませんか。

（な し）

○ 議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案集23ページです。

議案第15号、玖珠町使用料条例の一部改正について、質疑を行います。

新旧対照表は黄色の参考資料集14ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

13番日隈久美男君。

○13番(日隈久美男君) 玖珠自治会館ができて、新しくコインタイマーを設置ということになっております。今度新しく森自治会館が建設される予定ですが、これからは全部コインタイマー式とかそういう暖房、冷房のやり方でやっていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長(藤本勝美君) 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長(河島広太郎君) 現時点ではコインタイマー式にするかどうかというのはまだはっきり決定はしておりませんので、その辺のところはまた十分協議しながら決めていきたいというふうに考えております。

○議長(藤本勝美君) 13番日隈久美男君。

○13番(日隈久美男君) コインタイマーにつきましては、利点も欠点もあると思うんですよ。寒い日なんか、普通なら暖房が入っているのに、1回1回その会議が終わってから切る。また、夜の一番先の会議のときは、冬するときなんか事前に入れていないもので寒いと。それで、30分前から入れられるような人がおればいいんですけども、公民館なんか帰ってしまいますよね。それで、その30分、会議が始まってから入れたら終わるまで、ああ、温もったなというふうなときにもう終わってしまうような状況がありますので、今後これは検討していただきたいと思っております。

○議長(藤本勝美君) 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長(河島広太郎君) 日隈議員さん言われるような件は何回か経験をいたしております。その辺のところは十分協議して、皆さん使うときに使いやすいような形で整備をしていきたいというふうに思います。

○議長(藤本勝美君) ほか。

1番佐藤左俊君。

○1番(佐藤左俊君) 先ほど自治会館の件のとき質問すればよかったんですけども、こういう、細々ということはありませんけれども、使用料とかこういうことまで町がこれから絡んでいくのか、それぞれ自治会館に任せるのか、この辺のところがちょっと、私としてはちょっとわからないんですけども、ちょっとお聞きをします。

○議長(藤本勝美君) 河島地域力創造課長。

○地域力創造課長(河島広太郎君) 4地区の自治会館ですが、指定管理委託料という形で、通常の管理の費用は委託費として支払いをしております。ただ、この団体等が使用する場合の冷暖房の費用は、この条例に基づいていただいているわけでございまして、これからもこういうふうな形は継続してやっていかなければならないかなというふうには思っています。

○議長(藤本勝美君) 1番佐藤左俊君。

○1番(佐藤左俊君) 確かにそういう形では理解しているんですけども、自治組織、自治コミュニティということになりますと、町が余りにも何もかもすべて管理をしていくのはいかがかなとい

うふうに思っておりますので、ある程度自主的にそれぞれの自治会館にお任せするような格好にしていけないと、すべて役場が掌握するコミュニティーというのはいかがかと思ひまして、あえて質問をさせていただきましたので。

先ほど冷暖房の関係もそうだと思いますが、それぞれ地区なりその辺の運用というか、ある程度柔軟性を持たれたほうがこれから先いいんじゃないかというふうに思ひますので、一応今回出しておりますから、その辺のところはこれから検討が必要ではないかというふうに思ひます。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 意見として。

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案集24ページです。

議案第16号、急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について、質疑を行います。

新旧対照表は黄色の参考資料集15ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） 急傾斜地、16号について伺います。今まで急傾斜地で5戸未満のほうを対象にならなかったというのが、今回の条例改正で5戸未満も対象になるということで、大変評価すべき条例改正だと思っております。

ただ、この中で県営、町営とありますが、もっとわかりやすく、例えば県が何%、町が何%、個人が何%というふうに教えていただきたいということです。

○議 長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） ご質問の急傾斜地崩壊対策事業の内容でございますけれども、まず細かくご説明しますれば、これは県でこれまで事業を推進してきました。そして、県の事業は5戸以上ということになっておりました。それで、5戸未満についてもやっていくということで、大分県市町村急傾斜地崩壊対策事業実施要領というものが県のほうにございまして、これに沿って、県のほうでは13年からこの条例を定めて、要領を定めましてやってきておるわけです。県下では11市がこれを実施いたしております。

それに伴って、玖珠町においても23年度から実施していくというようなことになって、負担割合でございますけれども、県が事業費の10分の4以内で、県の補助金額として270万円を限度としております。町は10分の5以内で、1カ所当たり年337万5,000円を限度ということで、限度額として最高が675万の事業費に対して支出すると。これを超える分については関係者で負担ということになります。

事業主体は、玖珠町が事業主体になります。あと、完成後は地権者及び受益者が管理するというよ

うなことになっています。そのうちの基本的に675万以下の1割が対象者の地元負担といたしますか、個人負担といたしますか、そういうことになるかと思います。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 15番片山博雅君。

○15番（片山博雅君） その急傾斜地の判断はどこがするのかということですね。まず、ちょっと調べてみましたところ、高さが5メートル、斜度が30度ということになっているんですが、県なのか町なのかお聞きします。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 定義としては今片山議員が言われたとおり、30度以上で高さ5メートルということになっております。この判断は、町が事業主体になるわけなんですけれども、県のほうに申請をいたします。町からですね。上がってきたところ、個人から上がってきたところを町が受けて、県に申請をいたして、土木事務所を経由して申請するわけなんですけれども、最終的には知事の判断と。事業決定は知事が判断していくということになっております。

○議長（藤本勝美君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第16号の質疑を終わります。

次に、議案集25ページです。

議案第17号、玖珠町へき地保育所設置及び管理条例の廃止について、質疑を行います。

新旧対照表は黄色の参考資料集16ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

4番柳井田君。

○4番（柳井田英徳君） 4番柳井田です。この改正後というか、ここで全部廃止ということになっているんですけれども、地区運営による保育所として存続させるためということが書いてあるんですけれども、補助金が全部なくなることですかね。お聞きいたします。

○議長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） お答えします。これは古後へき地保育所としての設置条例でありますので、町立の保育所としての条例は廃止をするということだけの文面です。ご質問の補助金については、事前に、柳井田議員さんもおられたと思いますが、地区の地域型の運営協議会という方式で運営はさせていただきますが、その中に補助金として運営費を提供させていただくということになっております。当初予算のほうに計上させてもらっております。失礼……

○議長（藤本勝美君） 4番。

○4番（柳井田英徳君） それを聞いて安心いたしました。

○議 長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案集26ページです。

議案第18号、町道路線の廃止について、質疑を行います。

路線位置図は黄色の参考資料集18ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案集27ページです。

議案第19号、町道路線の認定について、質疑を行います。

路線位置図は黄色の参考資料集19ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案集28ページです。

議案第20号、区域外路線の認定の承諾について、質疑を行います。

路線位置図は黄色の参考資料集20ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第20号の質疑を終わります。

次に、議案集29ページです。

議案第21号、森まちなみ公園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集21ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第21号の質疑を終わります。

次に、議案集30ページです。

議案第22号、玖珠町自治公民館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集21ページです。

質疑ありませんか。

13番日隈久美男君。

○13番（日隈久美男君） この指定管理者制度は5年間の指定管理者ということになっておりますけれども、この内容を見て、指定管理者の仕事というのは使用状況、公民館の使用状況、1年間にどのぐらいの使用があったかとかそういうことを現在調査で行われておりますけれども、これがどのように生かされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 大蔵社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（大蔵順一君） 指定管理の条件といたしまして、その報告があるということでございますので、ずっと社会教育の公民館活動という部門で何団体かは出ておりますが、その方面に生かしていきたいというようなことでもこの資料は使わせていただいております。

○議長（藤本勝美君） 13番日隈久美男君。

○13番（日隈久美男君） 自治委員の方は把握できるんですよ。指定管理者の方は、使用状況というのは非常に難しいので、うちの場合は冊子を置いて、使用をしたときに使用状況を書くように、書き込むようになって、それをめくればわかるようになっておりますけれども、ほかの自治区ではそういうことは行われていないというような話も聞きましたし、今後はやはり管理者名簿、管理名簿等を作成して自治公民館に置いていただければ幸いかと思います。これは意見でございます。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 大蔵社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（大蔵順一君） 申請の書類の中にどのような使い方をするかというのがありますので、多分そこへんは把握部門からも必要かと思われるので、そういった指導はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） よろしいですか。

他にございませんか。

（なし）

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第22号の質疑を終わります。

次に、議案集34ページです。

議案第23号、日出生北部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集21ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第23号の質疑を終わります。

次に、議案集35ページです。

議案第24号、日出生南部地区コミュニティーセンターの指定管理者の指定について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集21ページです。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第24号の質疑を終わります。

次に、議案第30号から議案第36号までの7議案は、平成23年度玖珠町一般会計並びに各特別会計、水道事業の当初予算であります。

審査につきましては、予算特別委員会を設置し、付託いたしたいと思いますが、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第30号、平成23年度玖珠町一般会計予算について、別冊となっております。お出しください。

最初に、2ページ、「第1表 歳入歳出予算」歳入から、9ページ、歳出、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、10ページ、「第2表 地方債」について、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、12ページ、「歳入歳出予算事項別明細書」総括歳入から、18ページ、8款自動車取得税交付金まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、同じく18ページ、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金から、26ページ、3項国庫委託金まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、同じく26ページ、16款県支出金から、37ページ、22款町債、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） これより歳出に入ります。

38ページ、1 款議会費から、56ページ、6 項監査委員会費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、同じく56ページ、3 款民生費から、73ページ、5 款労働費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、同じく73ページ、6 款農林水産業費から、82ページ、3 項水産事業費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、83ページ、7 款商工費から、98ページ、5 目災害対策費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、同じく98ページ、10款教育費から、119ページ、6 目ホッケー場費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、同じく119ページ、11款災害復旧費から、122ページ、14款予備費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、123ページ、債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについて、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降支出予定額等に関する調書から、126ページ、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、128ページ、平成23年度玖珠町給与費明細書から、142ページ、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 全体を通して質疑ありませんか。

12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 12番 秦 時雄君です。70ページの2 目の予防費の、70ページのところに、20節に扶助費ということで予防接種費216万1,000円でありますけれども、これはどういう事業でありますか。

○議 長（藤本勝美君） 日限福祉保健課長。

○福祉保健課長（日限桂子君） この予防接種費は、子供から、それから妊婦まで、それから子宮頸がんワクチン等も含んでですが、それで償還払いの分でこちらのほうに扶助費として計上させていただいております。

○議 長（藤本勝美君） 12番 秦 時雄君。

○12番（秦 時雄君） 12番秦です。94ページであります。5目の住宅費、次の95ページにわたってありますけれども、15節で工事請負費というのがあります。161万4,000円。これは町営住宅の営繕工事、これはほかということで上がっておりますけれども、これは町営住宅の修理の予算だと思うんですけれども、町営住宅は古い住宅が非常に、改修しなくてはいけないところもたくさんじゃないかと。

そして、もう一つは、その古い住宅に関しては町営住宅の空き家があるわけですね。そして、その住宅の住民の方にお聞きしますと、これはもう入居をさせないと。そういうことで、町はその古い住宅を、その部屋を改修したほうがお金がかかるから、もうそこに人を入れないという意味なのかですね。私これ、町営住宅の本旨からいって、余りにもこの予算が非常に少ないなと、昨年に比べて少ないなと。

町営住宅は低所得の方、そしてまた高齢者、また障がい者の方が、そういう方が入られる確率も多いわけでございますけれども、今ややっぱり町営住宅のそういった、むしろ家賃の安い住宅に入りたい方もたくさんおられるから、そこら辺はどういう、この予算が余り小さいので、お考えをちょっと聞きたいと思います。

○議長（藤本勝美君） 梶原建設課長。

○建設課長兼公園整備室長（梶原政純君） 言われますとおり、町営住宅は低所得者の方々が入っておられるわけでございます。言われたとおり、老朽化の住宅が数多くあります。それに対する工事請負費ということで、営繕工事費ということになっております。

予算が少ないということであろうかと思っておりますけれども、入居者から要望等が出てきて、そしてうちが、町が、建設課が見て修理等を行っていくわけなんですけれども、予算が途中で不足すれば補正なりの要求をして、入居者の希望にこたえられるように努力をしておりますので、当初予算の段階ではこういったことになっております。

以上です。

○議長（藤本勝美君） 秦君。3回目ですよ。

○12番（秦 時雄君） 118ページのホッケー場費というのがあります。6目ですね。そこに13節の委託料というのがありますけれども、このホッケー場の、浄化槽が入っていると思うんですけれども、この浄化槽の委託料というのは、これは幾らなのでしょう。

○議長（藤本勝美君） 大蔵社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（大蔵順一君） 確定の分は決算書のほうに、事務報告のほうに入っていたと思いますが、一応この予算の区分で予定として上げている金額をお答えしたいと思います。

この中の予算で、49万4,000円ほどが浄化槽の予算として上げておる分でございます。ほぼこの金額になろうかと思っております。

○議長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

9番松本義臣君。

○ 9 番（松本義臣君） 66ページの子ども手当の件。今こころあたり、やっぱり衆議院のほうもいろいろ子ども手当とってやっておりますが、この当町の子ども手当について、扶助費で2億8,500万ですか。これは一応昨年どおりの金額で上げてあるわけですか。それとも……。

それともう1件は、人数ですね。人数、対象人数はどのぐらいなのか、お聞きします。

○議 長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 基本的には、昨年どおりとはいきません。対象児童が変わっておりますので、少しふやしております。ただ、今法が揺れておりますので、とりあえずこの形で上げさせてもらっています。具体的な数字は少しお待ちください。

○議 長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

6 番河野博文君。

○ 6 番（河野博文君） 6 番河野です。50ページの18目の諸費のところ、玖珠農・創立100周年記念事業助成金として60万円。それから次のページの、51ページの2目賦課徴収費。その中で負担金、補助及び交付金で一番下の欄になりますが、納税奨励金1,300万。

まず1点目、50ページのほうですけれども、玖珠農・創立100周年事業費の助成金60万円の内容につきまして、説明お願いいたします。

それから、51ページの納税奨励金というのはまだ、なくなったとかなくなるとか聞いているんですけれどもよくわかりませんので、その辺の説明をお願いします。

それともう1点。72ページ、3目のし尿処理費の中で、合併処理浄化槽の設置整備補助金3,695万6,000円が上がっております。これにつきまして、どの程度、これは昨年どのくらいの実績があつて、またことし何件ぐらいで、1件当たりどのくらいでどのくらいの予算を組んだとか、そういうところの説明をお願いしたいと思います。

○議 長（藤本勝美君） 松山総務課長。

○総務課長（松山照夫君） お答えいたします。

まず1点目の玖珠農・創立100周年の記念事業補助金ですが、これはことしの秋口ですか、創立100周年になるということで、ここのほうから、玖珠町と九重町、そして農協にも要求していると思いますが、一応玖珠町が60万で九重町40万、別途農協も30万という形で補助金を出すようにしています。秋口に例年の学園祭とあわせて、学校祭とあわせて記念講演、式典、こういったものを計画してございます。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 2点目。帆足税務課長。

○税務課長（帆足一大君） 納税奨励金についてですけれども、これもまだ継続しております。幾分、毎年納税組合が減少していますけれども、納税をしていただくためには必要なもので、当分まだ継続ということであります。

○議 長（藤本勝美君） 3点目。横山住民課長。

○住民課長（横山弘康君） 合併処理浄化槽整備補助金でございますが、現年度についてはまだ現在進行中でございまして、正式な数値というのは今手元に持ち合わせておりませんので、現時点での数値を後で報告したいと思います。

それから、当初予算の中身でございますが、5人槽の補助金が、これは改築の部分ですね。一般単独槽から合併浄化槽などにかえる場合とか、ためておく、そういうものからかえていく場合は、5人槽の場合が43万2,000円で、一応43基見ております。それから、6人槽から7人槽、これが51万。同じもので改築の場合が51万4,000円で21基。それから、8人槽から10人槽、これが64万8,000円。これ、面積要件が、住宅の面積要件が、全国のものに比べて県のほうがかなり低い基準になりますので、ほとんど数値的には1基というような形で上げております。

それから、新築の分につきましては、建築許可申請の段階で、現在は合併処理浄化槽がつかないことには建築申請ができないという状況になっておりますので、本来、県のほうの補助金は現在ありません。国と町として一応、それではこれまでの経過措置を見るときに急激な、完全になくすというのはということで上げておりますが、5人槽が16万8,000円、それから6から7人槽が20万7,000円、それから8から10人槽が27万4,000円というふうな形で上げております。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 6番河野博文君。

○6 番（河野博文君） 6番河野です。先ほどの税務課長の納税奨励金なんですけれども、納税組合というか、今奨励金を出しているところと出さないところとあるんですか。それを確認したいと思います。

○議 長（藤本勝美君） 帆足税務課長。

○税務課長（帆足一大君） 納税組合の届けを税務課のほうにさせていただいておりますので、その地区には出しております。納税組合があるところですね。

○議 長（藤本勝美君） 6番河野君。3回目ですよ。

○6 番（河野博文君） 6番河野です。納税組合があるところには出すということで確認して、いいですね。それで質問を終わりたいと思います。

○議 長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 先ほどの松本議員さんのご質問にお答えします。

対象者につきましては、2月末現在で親の数としましては949、うち中学生が199人。それから対象児童は、1,639人が児童数ですね。これには公務員は除いておりますので、以上が対象者となります。

以上でございます。

○議 長（藤本勝美君） 9番松本義臣君。3回目ですよ。

○9 番（松本義臣君） まだ2回目です。2回目でございますけれども……

○議 長（藤本勝美君） ああ、2回目か、失礼。失礼しました。

○9 番（松本義臣君） 金額は、一応これ予算組んでいるのは一応1人当たり1万3,000円ということ

で組んでおると思いますが、それが一つですけれども。

それともう一つ、この子ども手当の法案が今国会で動いておりますが、非常にこれ大事な、我が党にとっても非常に大事な法案だと思います。そういうことで、その法案の動向によってその事業が展開されるわけであろうかと思いますが、そのときにはやっぱりその法案の事業にのっとってこの組み替えなんかがまた行われるわけでしょうか。その2点。

○議 長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） そのとおりでございます。今流動的なので、とりあえず当初予算ではこの形で計上させていただいています。

以上でございます。

○議 長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

1 番佐藤左俊君。

○1 番（佐藤左俊君） 町長が初めての町長としての予算を今回やられたと思います。そういう中で、町長の説明もありましたが、特に健全財政ということで言われておりますが、今公共事業が相当抑制されておることから、かなりの方々から意見をたくさんもらうわけであります。確かに抑制、それから、していくことは当たり前なんでしょうけれども、やっぱりその辺のバランスがないと、町長が事業の選択と集中ということで言われておりますし、そういう意味では、少し町長として私はここにこういうふうに入れたと、ここら辺の分は今までなかった分をこういうふうにはやっただというのがもし町長としてあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議 長（藤本勝美君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） 今回の予算編成におきまして、基本的にはスクラップ・アンド・ビルドということなんですけれども、人材育成とかそういうところに金額的には大きな金額が出ておりますんですけれども、人材育成とか伝統文化をどういうふうに後世に引き継ぐとか、そういうところにおきまして、公共投資につきましても本当に必要であればやっていかなければいけないということで、ある程度それは対応できているんじゃないか、そういうふうに認識しております。

○議 長（藤本勝美君） ほかに。

秦君、議案が違いますか。質問の内容が違いますか。

○1 2 番（秦 時雄君） 今3回しましたけれども、過去3回とも項目が違うので……

○議 長（藤本勝美君） 項目が違う。

○1 2 番（秦 時雄君） ええ。違いますけれども、よろしいですか。

○議 長（藤本勝美君） 違うなら許します。

○1 2 番（秦 時雄君） それで、先ほどのホッケー場の浄化槽ですね。これはもう2回目ということになりますよね。

それで、この49万4,000円ということでありますね。結構これは人数によってこの料金というのが、

委託料も変わってくるんだと思うんですけども、まずホッケー場の浄化槽の汚泥というのは、しょっちゅうそんなに使うものではないと思うんですけども、普通考えましたら汚泥というのは余りたまらないのではないかと、私、一般の常識的にですね。そうなりますと、そこら辺で委託されている方と町が何か汚泥の量も少ないから、そういう要望というかそういう話し合いというのは別にされていないでしょうか。

○議 長（藤本勝美君） 大蔵社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（大蔵順一君） 私の知る限りではしておりませんが、一応合併浄化槽は法定で決まっている分の契約で来る分ではなかろうかと思っております。内容につきましては、少し調べさせていただきたいと思います。

○議 長（藤本勝美君） 横山住民課長。

○住民課長（横山弘康君） 秦議員さんもお存じかと思っておりますけれども、合併浄化槽法という法律に基づきまして、それでしておるものでございますので、これ法律、現在法律が施行されている段階の中で、法律を曲げてということにはならないかと思えます。

○議 長（藤本勝美君） ほかに。

5 番工藤重信君。

○5 番（工藤重信君） 5 番工藤です。64ページ、2 項 3 目の老人ホーム入所措置費に対して、扶助費として5,883万7,000円上がっておりますが、この養護老人ホームの入所措置費の主なものはどういうものがあるか、教えてもらいたいです。

○議 長（藤本勝美君） 日隈福祉保健課長。

○福祉保健課長（日隈桂子君） 措置費そのものは、入所者が何らかの事情で入所されていて、その方の所得に応じて負担金はあるんですね。一定のレベルで、いわゆるホームの入所ですから生活全般の療養に関するご支援をするという措置です。ですから、食費もすべて入りますですね。それで、一部負担ができるところには出していただくという形になっております。

以上でございます。

○議 長（藤本勝美君） ほかにありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第30号の質疑を終わります。

次に、議案第31号、平成23年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第31号の質疑を終わります。

次に、議案第32号、平成23年度玖珠町簡易水道特別会計予算について、別冊となっています。お出しください。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第32号の質疑を終わります。

次に、議案第33号、平成23年度玖珠町国民健康保険事業特別会計予算について、別冊となっています。お出しください。

2ページ、「第1表 歳入歳出予算」歳入から、6ページ、歳出合計まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 次に、8ページ「歳入歳出予算事項別明細書」歳入から、9ページ、歳出合計まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 次に、10ページ、歳入、1款国民健康保険税から、16ページ、6目雑入まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 次に、17ページ、歳出、1款総務費から、24ページ、11款予備費最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 全体を通して質疑ありませんか。

(な し)

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第33号の質疑を終わります。

横山住民課長。

○住民課長（横山弘康君） 先ほどの合併浄化槽の現在の件数につきまして、ご報告いたします。

改築5人槽が35、6から7人槽が23、8から10がゼロ、新築の5人槽が20、6人槽から7人槽が2、8から10人槽が1ということであります。

以上でございます。

○議長（藤本勝美君） 先ほどの議案の質疑に続いてでございます。

議案第33号の質疑を終わります。

次に、議案第34号、平成23年度玖珠町介護保険事業特別会計予算について、別冊となっています。お出しください。

3 ページ、「第 1 表 歳入歳出予算」歳入から、6 ページ、歳出、7 款予備費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、8 ページ、「歳入歳出予算事項別明細書」歳入から、9 ページ、歳出、7 款予備費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、10 ページ、歳入、1 款保険料から、28 ページ、7 款予備費まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、30 ページ、介護サービス事業「第 1 表 歳入歳出予算」歳入から、38 ページ、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 全体を通して質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第34号の質疑を終わります。

次に、議案第35号、平成23年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計予算について、別冊となっております。お出しください。

歳入、歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第35号の質疑を終わります。

次に、議案第36号、平成23年度玖珠町水道事業会計予算について、別冊となっています。お出しください。

1 ページ、平成23年度玖珠町水道事業会計予算から、27 ページ、負債資本合計まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 次に、28 ページ、平成23年度玖珠町水道事業会計予算明細書から、43 ページ、貯蔵品最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 全体を通して質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

議案第36号の質疑を終わります。

次に、議案集に戻ります。

議案集36ページです。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、質疑を行います。

関係資料は黄色の参考資料集22ページです。お開きください。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（藤本勝美君） 質疑なしと認めます。

以上で議案並びに諮問の質疑を終了いたしました。

日程第2 予算特別委員会の設置について

○議長（藤本勝美君） 日程第2、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

議案第30号から議案第36号までの7議案は、平成23年度一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の当初予算であります。

8名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査の付託をいたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、平成23年度当初予算7議案は、8名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査の付託をすることに決定いたしました。

ここで、委員会構成のため暫時休憩をいたします。

議員の皆さんは議員控室にお集まりください。執行部の皆さんはこのまましばらくお待ちください。

午前11時10分 休憩

△

午前11時25分 再開

○議長（藤本勝美君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

予算特別委員会委員の選任を行います。

予算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議長において指名することになっております。

これから予算特別委員会委員を指名いたします。

3 番	菅原 一君	4 番	柳井田英徳君	5 番	工藤重信君	7 番	高田修治君
8 番	宿利俊行君	10 番	清藤一憲君	13 番	日隈久美男君	15 番	片山博雅君

の 8 名を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 8 名を予算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第 7 条の規定により、委員会において委員の互選となっております。

委員の方々は正副委員長の選任をお願いします。

ここで暫時休憩します。

午前11時26分 休憩

△

午前11時26分 再開

○議 長（藤本勝美君） 再開します。

ただいま設置されました予算特別委員会委員長に 7 番高田修治君、副委員長に 5 番工藤重信君が選任されました。

日程第 3 上程議案並びに陳情の委員会付託

（議案第 3 号から議案第 24 号、議案第 30 号から議案第 36 号、陳情 2 件）

○議 長（藤本勝美君） 日程第3、上程議案並びに請願・陳情の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第 3 号から議案第24号までの22議案については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号から議案第24号までの22議案は、お手元に配付いたしました付託表のとおりそれぞれの常任委員会に審査の付託することに決定しました。

次に、議案第30号から議案第36号までの 7 議案については、会議規則第39条の規定により、お手元に配付いたしました付託表のとおり、予算特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号から議案第36号までの 7 議案は、お手元に配付いたしました付託表のとおり予算特別委員会に審査の付託することに決定いたしました。

次に、陳情２件につきまして、会議規則第95条の規定により、あらかじめお手元に配付いたしました付託表のとおり、各委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、陳情２件は、お手元に配付いたしました付託表のとおり常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

なお、あす４日から13日までの10日間は、各常任委員会、予算特別委員会及び議案考察のため休会といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤本勝美君） 異議なしと認めます。

よって、明日４日から13日までの10日間は、各常任委員会、予算特別委員会並びに議案考察のため休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会します。

ご協力ありがとうございました。

議員の皆様は全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

午前11時30分 散会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

平成23年３月３日

玖 珠 町 議 会 議 長 藤 本 勝 美

署 名 議 員 尾 方 嗣 男

署 名 議 員 片 山 博 雅